

エネルギー・環境会議の開催について

〔平成 23 年 6 月 7 日〕
〔新成長戦略実現会議決定〕

1. 「新成長戦略実現会議の開催について」（平成 22 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定するため、エネルギー・環境会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
 - 議長 国家戦略担当大臣
 - 副議長 経済産業大臣、環境大臣
 - 構成員 外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、議長の指名する内閣官房副長官
 - 事務局長 内閣府副大臣（国家戦略担当）
3. 会議の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。